

令和6年度農薬指導士養成研修実施要領

1 目的

農薬販売業者や防除業者等の資質の向上と農薬販売店1店舗に1人以上の農薬指導士が配置される環境づくりを目指して、新たな農薬指導士を養成するため、農薬指導士養成研修を実施する。

2 主催 鹿児島県

3 日時

- (1)受付：令和6年7月29日（月） 午前9時から午前9時30分まで
- (2)研修：ア 座 学：令和6年7月29日（月） 午前9時40分から午後3時30分まで
イ 認定試験：令和6年7月29日（月） 午後3時45分から午後4時45分まで

4 研修内容

別紙「令和6年度農薬指導士養成研修日程表」による

5 場 所

鹿児島県市町村自治会館401号室
（住所：鹿児島市鴨池新町7-4 TEL：099-206-1010）

6 受講資格

次のいずれかに該当する者。ただし、現に勤務している事業所が鹿児島県内にある場合又は鹿児島県内に居住している場合に限る。

- (1)農薬販売業者又はその従業員で現に農薬販売業務に従事している満20歳以上の者
- (2)防除業者又はその従業員で現に防除業務に従事している満20歳以上の者のうち、実務経験がおおむね2年以上の者
- (3)ゴルフ場で現に防除業務に従事している満20歳以上の者のうち、実務経験がおおむね2年以上の者
- (4)農協の営農指導員、市町村職員、病虫害防除員等で防除指導に従事する者
- (5)知事が適当と認める者（農家等）

7 受講希望者の申請書類

- (1)農薬指導士養成研修受講申請書（別記第2号様式）
- (2)実務経験証明書（別紙様式）
- (3)宛名を記入し、63円切手を貼付したハガキ1枚（受講票の送付に使用）
- (4)宛名を記入し、94円切手を貼付した返信用封筒（定形内；長形3号）
（試験結果等の送付に使用）

8 申請先等

申請先：鹿児島県農政部経営技術課生産環境係
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1
TEL099-286-2891(直通) Fax099-286-5593 担当：基山

申請期限：令和6年6月21日（金）

※ 申請者数が定員（100人）になり次第、締め切る。

9 受講票の交付

- (1) 受講資格があると認められた者に対して、受講票を7月上旬頃に郵送する。
- (2) 受講番号等が記載された受講票を、当日会場に必ず持参すること。
- (3) 令和6年7月22日（月）を過ぎても受講票が届かない場合は、上記申請先（経営技術課 099-286-2891）まで連絡すること。

10 テキストの事前購入

各自で購入し、研修当日は必ず持参すること。

テキスト名：「農薬概説（2024）」 定価 2,750円（税込）

発行：一般社団法人日本植物防疫協会（電話：03-5980-2183）

購入方法：上記協会のホームページ（JPPAオンラインストア）のみで購入可能

※注文販売：7月上旬

（発送に7日程度かかる場合があるので、早めに手配すること）

11 鹿児島県ホームページから農薬指導士養成研修への入り方

鹿児島県ホームページ > 産業・労働 > 食・農業 > 農業技術 > 環境と調和した農業 > 農薬 > 農薬指導士養成研修の開催について

12 当日持参する物

受講票、テキスト（農薬概説2024）、筆記用具（鉛筆・消しゴム等）、身分を確認できるもの（免許証又はマイナンバーカード等）

13 その他

- (1) 受講に際しては、公共交通機関を利用すること。
- (2) 研修受講料は無料とする。
- (3) 農薬指導士の認定結果は、研修終了から約1か月後に郵便で通知する。
- (4) 当研修は新規に農薬指導士となる者のみを対象にした研修であることを確認すること。

14 認定試験の免除

(1) 対象となる者

① 「緑の安全管理士」や「防除指導員」など全国段階の農薬取扱関係団体が実施する農薬に関する専門的な研修を修了し、同団体が実施する試験に合格した者

② 他都道府県で「農薬指導士等」の認定を受けた者

(2) 申請書類

ア 上記①の者

- ・ 「緑の安全管理士」、 「防除指導員」等認定証の写し

イ 上記②の者

- ・ 転出元の都道府県知事が証明する認定証等の写し

ウ 上記①②共通

- ・ 農薬指導士認定試験免除申請書（別記第1号様式）
- ・ 宛名を記入し、94円切手を貼付した返信用封筒（定形内；長形3号）
（認定証の送付に使用）